

ハラスメント諸規程等に関する申し合わせ事項

- 1 調停結果の公表について
調停が行われた事実は、教授会等で報告するが、内容については公表しないものとする。
- 2 手続過程における連絡について
特段の定めがない限り、原則として人権問題委員会が行うものとする。
- 3 事実調査のガイドラインについて
適正な調査を行うためのガイドラインの作成は必要であるが、事例によって細かな違いが出てくると思われるので、その都度人権問題委員会が作成するものとする。
- 4 調停事案についての別途処分の対象について
ハラスメントあるいは、非行の事実が明らかになった場合、調停で解決した事実であっても別途処分の対象にはできないものとする。
- 5 教授会における審議について
被害申立人に対して二次被害を及ぼす危険性を回避するため、教授会の審議は、人権問題委員会、事実調査委員会の報告書に基づいて行い、教授会独自の調査は行わないものとする。
- 6 審査評議会について
審査評議会の運営は、以下のように行うものとする。
 - (1) 被害申立人に対して二次被害を及ぼす危険性を回避するため、審査評議会の審査は、人権問題委員会、事実調査委員会の報告書に基づいて行い、審査評議会の調査は補足的なものに止める。
 - (2) 審査評議会は、事案の特殊性を踏まえて、原則として、審査評議会の中に委員会を設けて事実の審議を行う。
 - (3) 審査評議会委員会は、学長が指名する3名の評議員によって構成し、加害者とされた者が属する学部・学科もしくは研究科等の構成員が多数を占めてはならない。
 - (4) 審査評議会委員会は、必要に応じて弁護士等の法律の専門家を「特別委員」として加えることができる。特別委員は、委員会が行う事実調査に立会い、必要な助言を与える。
 - (5) 審査評議会委員会による口頭の審査に際して、審査を受ける者は、代理人（弁護士等）を立ち合わせることができる。ただし、代理人が本人に代わって陳述することはできない。
- 7 その他
人権問題委員会は事案の終了後、専門相談室を交えて事案を総括し、今後の対応に役立てるよう努めるものとする。

附則

この申し合わせ事項は、平成23年4月1日から施行する。